

西脇多可行政事務組合職員の給与・定員管理の状況をお知らせします。

職員の給与などの実態について、住民の皆さんに御理解していただくため、給与・定員管理の状況（派遣職員を除く。）を公表します。
職員の給与や定員管理は、地方公務員法などの規定に基づき、組合議会の議決を経て、給与に関する条例などで定められています。

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
30年度	千円 429,741	千円 21,699	千円 29,257	% 6.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	
30年度	人 1	千円 7,766	千円 1,542	千円 2,880	千円 12,188	千円 12,188

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

(3) 給与制度の総合的見直しの状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施 ・ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

○実施時期

平成27年4月1日

○内容

一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引き下げています。
若年層が多く在職する号給については、人材確保への影響等を考慮し、初任給に係る号俸等についての引下げは行っていません。
高齢層が多く在職する高位号給については最大4%の引下げを行い、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施していません。

2. 一般行政職給料表の状況（平成31年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	146,100	165,900	202,400	237,600	264,200	289,700	319,200	362,900
最高号給の 給料月額	247,600	299,500	348,500	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
西脇多可行政事務組合	57.8歳	424,900円	513,400円	502,700円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	西脇多可行政事務組合	国
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

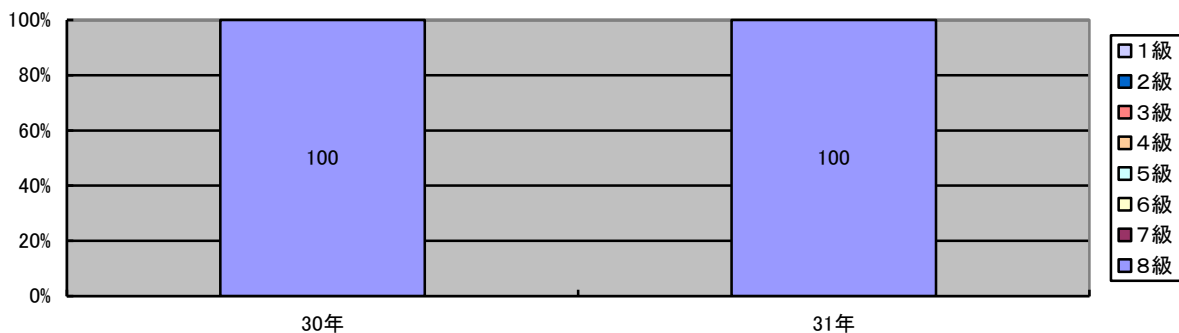
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,000円	324,100円
	高校卒	236,200円	300,600円

4. 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	事務局長	課長	課長補佐	主査	主任	上級職員	一般職員	その他
職員数	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
構成比	100.0%	—	—	—	—	—	—	—

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の運用をしており、平成22年度から管理職を、平成29年度から監督職を対象に勤勉手当に反映させています。

5. 職員の手当の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	西脇多可行政事務組合	国の制度との異同
期末手当	○支給実績（平成30年度決算） 2,880千円	同 じ
勤勉手当	○平成31年度支給割合（月分） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 計 4.50月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	
	1人当たり平均支給年額 2,880千円	

区 分	西脇多可行政事務組合	国の制度との異同																					
退職手当	<table border="0"> <tr> <td>(支給率)</td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.270750月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.7090月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.7090月分</td> <td>47.7090月分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※平成30年4月1日現在</td> </tr> <tr> <td>1人当たり 平均支給額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	最高限度額	47.7090月分	47.7090月分	※平成30年4月1日現在			1人当たり 平均支給額	—	—	同 じ
(支給率)	自己都合	勸奨・定年																					
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																					
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分																					
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分																					
最高限度額	47.7090月分	47.7090月分																					
※平成30年4月1日現在																							
1人当たり 平均支給額	—	—																					
地域手当	支給実績(平成30年度決算) 0円	無支給地																					
時間外 勤務手当	<table border="0"> <tr> <td>支給実績(平成30年度決算)</td> <td>208千円</td> </tr> <tr> <td>1人当たり平均支給年額</td> <td>208千円</td> </tr> </table>	支給実績(平成30年度決算)	208千円	1人当たり平均支給年額	208千円	異なる																	
支給実績(平成30年度決算)	208千円																						
1人当たり平均支給年額	208千円																						
扶養手当	<table border="0"> <tr> <td>支給実績(平成30年度決算)</td> <td>78千円</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の扶養家族</td> <td>各6,500円</td> </tr> <tr> <td>年度初め満16歳～年度末満22歳の子</td> <td>加算額5,000円</td> </tr> </table>	支給実績(平成30年度決算)	78千円	配偶者	6,500円	子	10,000円	その他の扶養家族	各6,500円	年度初め満16歳～年度末満22歳の子	加算額5,000円	同 じ											
支給実績(平成30年度決算)	78千円																						
配偶者	6,500円																						
子	10,000円																						
その他の扶養家族	各6,500円																						
年度初め満16歳～年度末満22歳の子	加算額5,000円																						

区 分	西脇多可行政事務組合	国の制度との異同
住居手当	支給実績（平成30年度決算） 209千円 借家居住者 月額12,000円を越える家賃を支払っている職員に支給 最高27,000円	同 じ
通勤手当	支給実績（平成30年度決算） 114千円 交通機関利用者 運賃の額相当額 最高支給額55,000円 自動車等利用者 片道2km以上の者 2,000円～31,600円	同 じ
管理職手当	支給実績（平成30年度決算） 932千円 部長級77,700円 課長級58,800円 課長補佐級36,500円 主査級26,600円 ※平成30年4月1日現在	異なる
休日手当	支給実績（平成30年度決算） 0円 支給職員の割合 0%	同 じ
夜間勤務手当	支給実績（平成30年度決算） 0円 支給職員の割合 0%	同 じ

(注) 1 支給実績（平成30年度決算）は、普通会計決算の額です。

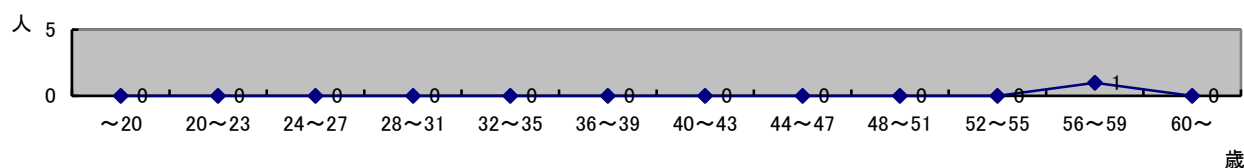
6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職員数（人）		対前年増減数	主な増減理由
	平成30年	平成31年		
事 務 局	1	1	—	
合 計	1	1	—	

※ 西脇市及び多可町からの派遣職員を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



7. 職員の任免（平成30年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
新 規 採 用	0	0	0
退 職 者 数	0	0	0
定 年 退 職	0	0	0
普 通 退 職	0	0	0

8. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成30年度）

(1) 分限処分

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適正を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0

(2) 懲戒処分

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

9. 職員の勤務時間その他の勤務条件（平成31年度）

(1) 勤務時間（標準的なもの）

勤 務 時 間	8時30分～17時15分
休 憩 時 間	12時00分～13時00分
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

(2) 休暇

区 分	内 容
年次休暇	職員が請求した場合（1暦年において20日）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	結婚、出産、忌引その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合

※ 介護休暇及び組合休暇については、無給の休暇です。

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業

職員の健康維持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項目	内 容
定期健康診断	胸部レントゲン検診、尿検査、聴力検査、心電図検査、血液検査、眼底検査、胃部検診、大腸がん検診、前立腺がん検査

(2) 職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福祉の増進を図るため、西脇市職員互助会に加入しています。事業内容、会員掛金率及び公費負担金率は次のとおりです。

① 事業内容

種 類	内 容
給付事業	弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、入学祝金、退会餞別金
その他事業	レクリエーション事業（バレーボール、グランドゴルフ）、人間ドック助成、保養施設利用助成、クラブ等助成
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

② 会員掛金率及び公費負担金率

区 分	内 容
会員掛金率	給料月額×2/1000
公費負担金率	会員掛金に相当する額（給料月額×2/1000）以内 対象事業：人間ドック助成、職員食堂の維持管理

(3) 共済制度

共済制度については、地方公務員法第43条に基づき、地方公務員等共済組合法で定められています。本組合は、兵庫県市町村職員共済組合に加入しています。

(4) 公務災害補償

公務災害補償については、地方公務員法第45条に基づき、地方公務員災害補償法で定められています。本組合は、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。

(5) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制約されています。

その代わりに、組合に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な勤務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保障を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。（地方公務員法第46条、49条の2）

平成30年度においては「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。